

平成22年3月31日

号外第6号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

規 則

- 薬事法施行細則の一部を改正する規則（14・医務薬事課）……………1
- 秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則（15・医師確保対策推進室）……………3
- 秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則（16・港湾空港課）……………3

規 則

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第十四号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和三十八年秋田県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（薬局の管理者等の兼務の許可）」に改め、同条第一項中「法第七条第三項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により薬局又は一般販売業の業務を管理する薬剤師が、その薬局又は店舗以外の場所で薬局」を「法第七条第三項の薬局の管理者、法第二十八条第三項の店舗管理者又は法第三十五条第三項の営業所管理者は、これらの規定によりその管理する薬局、店舗又は営業所以外の場所で業として薬局、店舗又は営業所」に、「ため、」を「ため」に改める。

第六条から第十条までを削り、第十一条中「第五百五十七条第一項に規定する配置従事者身分証明書」を「第五百五十一条第一項に規定する法第三十二条第一項の身分証明書」に改め、同条を第六条とし、第十二条から第十四条までを五条ずつ繰り上げる。

第十五条中「様式第六号」を「様式第五号」に改め、同条を第十条とする。

第十六条中「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同条を第十一条とする。

様式第一号中「一般販売業」を「店舗、営業所」に、「第5条第1項」を「第3条第1項」に改める。

様式第二号中「一般販売業」を「店舗、営業所」に、「第27条において準用する同法第7条第3項ただし書」を「第28条第3項ただし書、第35条第3項ただし書」に改める。

様式第三号中「第13条」を「第7条」に改め、「注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。」を削る。

様式第四号中「第14条第1項」を「第8条第1項」に改める。

様式第五号を削り、様式第六号を様式第五号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第6号 管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証

(A4判)

第 号

管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証

氏名（法人にあつては、名称）

営業所の名称

営業所の所在地

薬事法第39条の3第1項の規定に基づく管理医療機器の販売業（賃貸業）の届出をした者であることを証明します。

年 月 日

秋田県知事



附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の薬事法施行細則(以下「旧規則」という。)の規定により交付された薬局(一般販売業)管理者の業務許可証は、この規則による改正後の薬事法施行細則の規定による薬局(店舗、営業所)管理者の業務許可証とみなす。
- 3 旧規則様式第一号、様式第三号、様式第四号及び様式第六号により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第十五号

秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則(平成十七年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「推薦書」の下に「(秋田大学の医学部に在学する者のうち知事の依頼を受けて当該大学の医学部長が選考したものにあっては、医学部長の選考理由書及び推薦書)」を加える。

第五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第三条第一号の秋田大学の医学部長の選考を経て第七条第一項の規定による貸与の決定を受けた者にあつては、二十万円とする。

第二十一条の表第五条第一項の項、第二十二条の表第五条第一項の項及び第二十三条の表第五条第一項の項中「とする。」の下に「ただし、第三条第二号の秋田大学の医学部長の選考を経て第七条第一項の規定による貸与の決定を受けた者にあつては、二十万円」を加える。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第十六号

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 秋田県空港管理条例施行規則(昭和五十六年秋田県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第七条関係)

着陸料等を減額する航空機	減額する額
一 秋田空港と東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機であつて、平成十二年七月一日から平成二十三年三月三十一日までの期間に秋田空港に着陸した後引き続き停留し、当該着陸した日の翌日に離陸するもの	条例別表第一及び条例附則第五項の規定により算出した着陸料及び停留料の額にそれぞれ十分の九を乗じて得た額
二 秋田空港と大阪国際空港との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機であつて、平成十八年六月三十日から平成二十三年三月三十一日までの期間に秋田空港に着陸した後引き続き停留し、当該着陸した日の翌日に離陸するもの	条例別表第一及び条例附則第五項の規定により算出した着陸料及び停留料の額にそれぞれ十分の九を乗じて得た額
三 秋田空港又は大館能代空港と本邦内の地点との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機(客席数が百以下のものに限る。)であつて、平成二十二年一月一日から平成二十五年三月三十一日までの期間に秋田空港又は大館能代空港に着陸	条例別表第一及び条例附則第五項の規定により算出した着陸料の額に二分の一を乗じて得た額

し、かつ、離陸するもの（前二項に該当するものを除く。）	
四 大館能代空港と東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機（客席数が百を超えるものに限る。）であつて、平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの期間に大館能代空港に着陸し、かつ、離陸するもの	条例別表第一及び条例附則第五項の規定により算出した着陸料の額に二分の一を乗じて得た額
五 秋田空港と本邦外の地点との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機であつて、平成十三年十月二十九日から平成二十三年三月三十一日までの期間に秋田空港に着陸し、かつ、離陸するもの	条例別表第一及び条例附則第五項の規定により算出した着陸料及び停留料の額にそれぞれ十分の九を乗じて得た額
六 秋田空港と本邦外の地点との間の路線において航空運送事業の用に供する航空機であつて、平成二十年一月一日から平成二十三年三月三十一日までの期間に秋田空港に着陸し、かつ、離陸するもの（前項に該当するものを除く。）	条例別表第一及び条例附則第五項の規定により算出した着陸料及び停留料の額にそれぞれ十分の九を乗じて得た額

第二条 秋田県空港管理条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中「附則第五項」を「附則第四項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年九月一日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号